一　登録海技免許講習実施機関の名称　北海道厚岸翔洋高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）山本　十三
（変更後）柴田耕一郎
三　変更年月日　令和八年四月一日

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年六月二十三日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　占用を制限する区域　小松市津波倉町レ二〇三番一から同市林町丙六番一まで
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年六月二十四日
(七)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

備考

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人小尾仁は願により公証人を免ぜられた。
山﨑耕史は公証人に任命され、東京法務局所属公証人小尾仁の後任を命ぜられた。（以上六月十三日）
（法務省）

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告